

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 4 1 年東村山市条例第 2 号)の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 子ども相談に係る嘱託医等に対する報酬額等を規定するため、本案を提出するものであります。

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年東村山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

就学相談の実施に係る 嘱託医	30,500	—
就学相談の実施に係る 心理専門家	19,000	—

」

を

「

子ども相談	嘱託医	30,500	—
	言語聴覚士	14,000	—
	作業療法士	14,000	—
就学相談	嘱託医	30,500	—
	心理専門家	19,000	—

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

別表第1（第2条、第3条）

報酬及び費用弁償

区分		報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
		日額	月額			
(略)				議会の議員の例による。	15,000円	1,500円
子ども相談	嘱託医	30,500	＝			
	言語聴覚士	14,000	＝			
	作業療法士	14,000	＝			
就学相談	嘱託医	30,500	＝			
	心理専門家	19,000	＝			
(略)						

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

旧 条 例

別表第1（第2条、第3条）

報酬及び費用弁償

区分		報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
		日額	月額			
(略)				(同左)	(同左)	(同左)
就学相談の実施に係る 嘱託医		30,500	＝			
	就学相談の実施に係る 心理専門家	19,000	＝			
(略)						